

部会員各位

第2部会
部会長 岡本 乾

12月第2部会開催ご案内

「パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）・ 改正育児・介護休業法への企業対応について」

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件、下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせの上ご出席くださいますようご案内致します。

※「改正労働施策総合推進法」が6月より大企業で施行されております。（中小企業は令和4年4月から）今回は、特にパワハラについて法律で規定し、その防止措置の義務を企業に課すものです。また、セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上も含まれており、セクハラ等の防止に関する事業主・労働者の責務が明確化されます。また、来年1月より育児・介護休業法が改正されます。子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります。就業規則の変更も必要となりますので、専門の講師に解説して頂きます。人事・労務ご担当者は是非ともご参加頂き、今後の参考にして頂ける内容です。

尚、ご都合の悪い場合は代理の方をご派遣いただければ幸甚です。また、部会員以外の関係部署からの参加も承りますので、ご遠慮なさらず是非ともご参加を賜りますようお願いいたします。

誠に恐縮ですが、出欠の有無を下記出欠表にて12月7日（月）までに事務局宛ご一報下さい。

敬具

記

- 1、日時 令和2年12月14日（月）13:30～15:30
2、会場 プラザ洞津 3階『孔雀の間』（近鉄津新町駅下車、西へ徒歩3分）
津市新町1-6-28 TEL 059-227-3291

- 3、内容
第1部：「パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）・
改正育児・介護休業法への企業対応について」
・職場におけるハラスメントに関する改正法（パワハラ6類型）
・事例から学ぶハラスメント対策
・育児・介護休業法改正と、すべての人が働きやすい職場づくり

講師：高原社会保険労務士事務所 社会保険労務士 高原 祥子 氏

以上

----- キ ----- リ ----- ト ----- リ ----- セ ----- ン -----

12月第2部会出欠表（令和2年12月14日）

出 席	欠 席
-----	-----

会 社 名 _____

役職・お名前 _____



三重県経営者協会

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3F

TEL 059-228-3557・3679 FAX 059-228-3710・3575